

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門学校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後						改正前					
（職業訓練の種類等）						（職業訓練の種類等）					
第2条 専門学校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 専門学校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門学校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	専門学校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間
略						略					
鳥取県 立米子 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	自動車整 備科	50人	2年	鳥取県 立米子 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	自動車整 備科	50人	2年
			設計・イ ンテリア 科	20人	1年				建築シス テム科	<u>30人</u>	<u>2年</u>
			デザイン 科	20人	1年				設計・イ ンテリア 科	20人	1年
略						略					
2 略						2 略					
（休業日）						（休業日）					
第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。						第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。					
(1)～(5) 略						(1)～(5) 略					
(6) 前各号に定めるもののほか、校長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日						(6) 前各号に定めるもののほか、校長（ <u>鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長</u> （鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長）をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日					
2 略						2 略					

(入校手続)

第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、校長の指定する期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

(1) 保証人が連署した誓約書(短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に対しては、当該者が未成年者である場合に限る。)(様式第2号)

(2) 健康診断書(普通課程及び短期課程(総合実務科に限る。)の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限る。)

(3) 略

2 前項第1号の保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 略

様式第2号(第9条関係)

略

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 保証人は、短期課程の普通職業訓練を受けるため入校する場合においては、本人が成年者であるときは、記入する必要はありません。

(入校手続)

第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、校長の指定する期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

(1) 保証人が連署した誓約書(様式第2号)

(2) 健康診断書

(3) 略

2 保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 略

様式第2号(第9条関係)

略

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。